

令和 2 年第 2 回定例会

一 宮 町 議 会 会 議 録

令 和 2 年 6 月 2 4 開 会

令 和 2 年 6 月 2 4 閉 会

一 宮 町 議 会

令和2年第2回一宮町議会定例会会議録目次

第1号（6月24日）

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	1
議事日程	1
開会の宣告	4
開議の宣告	4
議会運営委員会委員長の報告	4
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
町長の行政報告	5
諸般の報告	12
経済常任委員会正副委員長の互選	12
長生郡市広域市町村圏組合議会議員選挙	12
長生郡市広域市町村圏組合議会議員就任の挨拶	14
議会運営委員選任の件について	14
議会報編集委員選任の件について	14
請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
請願第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
一般質問	19
藤 乗 一 由 君	19
袴 田 忍 君	27
報告第1号の上程、説明、質疑	29
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	31
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	32
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	34

議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	36
議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	37
議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	38
議案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	39
議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	40
議案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	41
議案第 10 号の上程、説明、質疑、討論、採決	42
議案第 11 号の上程、説明、質疑、討論、採決	51
諮問案第 1 号の上程、説明、質疑、採決	52
同意案第 1 号の上程、説明、質疑、採決	53
同意案第 2 号～同意案第 9 号の上程、説明、質疑、採決	55
発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	59
日程の追加	62
発議第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	63
発議第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	64
閉会の宣告	66
署名議員	67

第 2 回 定 例 町 議 会 （ 第 1 号 ）

6 月 24 日 （ 水 ）

令和2年第2回一宮町議会定例会会議録 (第1号)

令和2年6月24日招集の第2回一宮町議会定例会は、一宮町役場議場において開催された。

1. 現在議員は13名で、出席者の議席番号および氏名は、次のとおり。

1番	川城茂樹	2番	内山邦俊
3番	小関義明	4番	大橋照雄
6番	鵜沢清永	7番	鵜沢一男
8番	藤乗一由	9番	袴田忍
10番	吉野繁徳	11番	志田延子
12番	森佐衛	13番	鵜野澤一夫
14番	小安博之		

2. 欠席議員は次のとおり。

欠席議員なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおり。

町長	馬淵昌也	副町長	川島敏文
教育長	藍野和郎	総務課長	秦和範
企画課長	渡邊高明	税務課長	御園生加代子
住民課長	鎗田浩司	福祉健康課長	森常磨
都市環境課長	土屋勉	産業観光課長	田中一郎
オリンピック 推進課長	高田亮	教育課長	峰島勝彦

4. 職務のため議場に出席した事務局職員は、次のとおり。

事務局長 諸岡昇 書記 関谷智香子

5. 本会議に付議された事件は、次のとおり。

日程第一	会議録署名議員の指名
日程第二	会期の決定
日程第三	町長の行政報告
日程第四	諸般の報告
日程第五	長生郡市広域市町村圏組合議会議員選挙
日程第六	議会運営委員選任の件について

- 日程第七 議会報編集委員選任の件について
- 日程第八 請願第 1 号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書
- 日程第九 請願第 2 号 「国における 2021 年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書
- 日程第十 一般質問
- 日程第十一 報告第 1 号 繰越明許費繰越計算書について
- 日程第十二 議案第 1 号 一宮町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第十三 議案第 2 号 一宮町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第十四 議案第 3 号 一宮町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第十五 議案第 4 号 一宮町国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第十六 議案第 5 号 一宮町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第十七 議案第 6 号 一宮町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第十八 議案第 7 号 一宮町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第十九 議案第 8 号 一宮町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第二十 議案第 9 号 町道路線の廃止について
- 日程第二十一 議案第 10 号 令和 2 年度一宮町一般会計補正予算（第 3 次）議定について
- 日程第二十二 議案第 11 号 令和 2 年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 次）議定について
- 日程第二十三 諮問案第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第二十四 同意案第 1 号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第二十五 同意案第 2 号 一宮町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第二十六 同意案第 3 号 一宮町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて

- 日程第二十七 同意案第4号 一宮町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第二十八 同意案第5号 一宮町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第二十九 同意案第6号 一宮町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第三十 同意案第7号 一宮町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第三十一 同意案第8号 一宮町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第三十二 同意案第9号 一宮町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第三十三 発議第 1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程の追加

- 日程第三十四 発議第 2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書
- 日程第三十五 発議第 3号 国における2021年度教育予算拡充に関する意見書

開会 午前 9時12分

◎開会の宣告

○議長（小安博之君） 皆さん、おはようございます。

梅雨空のうっとうしい季節ではありますが、早朝よりご参集いただき、誠にご苦労さまです。

本定例会は、新型コロナ対策として、会議中はマスク着用の上、発言は登壇して行うようにいたしますので、皆様のご協力をお願いいたします。

また、換気のため、小まめな休憩を取りますので、ご了承ください。

なお、暑くなってまいりましたので、暑い方は上着を脱いでいただいても結構です。

ただいまから令和2年第2回一宮町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（小安博之君） ただいまの出席議員数は13名です。よって、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（小安博之君） 日程に入る前に、議会運営委員長より本定例会の運営について発言の申出がありましたので、これを許します。

議会運営委員長、12番、森 佐衛君。

○議会運営委員長（森 佐衛君） 会期について議会運営委員会から報告いたします。

本定例会に提案されるものは、町長の行政報告をはじめとして、欠員となった広域議員の選挙や、議会運営委員、議会報編集委員の補充、請願2件、繰越明許費繰越計算書の報告1件、条例の一部改正7件、町道路線の廃止1件、補正予算2件、諮問案、同意案、合わせて10件の人事案件と議員報酬削減の発議案1件が提出されています。

なお、請願の採決結果によっては意見書提出の発議案が追加で提出されます。

また、一般質問は2名の議員から提出されております。

以上を勘案いたしまして、会期については本日1日としたいと思います。

以上で、議会運営委員会からの報告といたします。

○議長（小安博之君） どうもご苦労さまでした。

◎議事日程の報告

○議長（小安博之君） 本日の議事日程を報告いたします。

日程は既に印刷してお手元に配付してあります。これをもってご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小安博之君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において指名いたします。

8番、藤乗一由君、9番、袴田 忍君、以上、両名をお願いいたします。

◎会期の決定

○議長（小安博之君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の答申どおり、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎町長の行政報告

○議長（小安博之君） 日程第3、町長の行政報告を伺います。

馬淵町長より、本定例会に当たり行政報告を行いたい旨の申出がありましたので、これを許します。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 皆様、おはようございます。

本日ここに、令和2年第2回一宮町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本定例会では、条例の一部改正案や補正予算案など、合計22件の案件をご審議いただきます。開会に先立ちまして、町政運営の概況についてご報告を申し上げたく存じます。

初めに、総務課所管の業務についてでございます。

令和元年度決算の関係についてでございます。

全ての会計を5月31日に出納閉鎖いたしましたので、その結果についてご報告を申し上げます。一般会計は、歳入51億9,544万円、歳出49億102万円、繰越金は2億9,442万円であります。また、国民健康保険事業など4つの特別会計は、合計で歳入が28億6,074万円、歳出が27億6,838万円、繰越金は9,236万円となります。

次回の定例会に決算書をもってご承認いただくようお願いいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、企画課所管の業務についてであります。

まず、特別定額給付金事業であります。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の趣旨を踏まえて、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うために、5月15日に全世帯へ申請書を発送いたしました。対象は5,489世帯であります。6月22日現在の給付状況は、5,209世帯1万1,918人、金額は11億9,180万円であります。

続きまして、JR上総一ノ宮駅東口開設工事についてであります。

工事は予定どおり進捗をいたしております。線橋部は6月末までには完成をいたします。7月1日より利用開始となりますので、皆様方におかれましては、ぜひご利用をいただきたいと存じる次第であります。

なお、ご協力をいただきました皆様に深く感謝を申し上げます。

続きまして、オリンピック推進課所管の業務についてであります。

東京2020オリンピック競技大会であります。この夏の開催に向けて準備を進めてまいりました。しかし、新型コロナウイルス感染症の世界的な広がりを受けまして、皆様もご存じのとおり、来年に延期されることになった次第であります。

延期に伴う大会の位置づけ、原則等につきまして、6月10日に大会組織委員会は「選手、観客、関係者、ボランティア、大会スタッフにとって、安全・安心な環境を提供することを最優先課題とする」という新たな方針を発表いたしました。

当町といたしましても、この方針にのっとり、大会成功に向け、引き続き準備を進めてまいりたく存じます。

続きまして、住民課所管の業務についてでございます。

国民健康保険の関係であります。

平成31年度の医療費であります。約9億5,100万円となり、前年度からほぼ横ばいに推

移をいたしております。繰越金は約5,600万円、基金につきましては約1億1,600万円の残高でありました。

令和2年度につきましても、健康保持増進と医療費の適正化を図りながら、事業運営に努めてまいりたく存じます。

また、例年6月に実施しております特定健診であります。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から延期をいたしております。今後につきましては、医師会の皆様と連携しながら、実施に向け、検討いたしてまいりたく存じます。引き続き、皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

続きまして、福祉健康課所管の業務についてであります。

まず、福祉事業の関係であります。これまで対象が身体障害者または知的障害者の方に限られておりました千葉県重度心身障害者医療費助成制度であります。今般、身体、知的、さらに精神の3障害平等の観点から、精神障害の方も助成対象に加える制度改正が行われました。

当町におきましても、県の制度に合わせまして、精神障害をお持ちの皆様を助成対象に加えるべく、関係条例の所要の改正を本議会に提案いたしております。よろしくご審議くださるようお願いをいたします。

次に、新型コロナウイルス感染症対策の関係についてご報告を申し上げます。

多くの皆様の外出自粛要請等へのご理解、ご協力により、新規感染者の発生も小康状態となりました。5月25日には緊急事態宣言が解除されることになりました。しかしながら、一部地域ではクラスターの発生などが見られ、ここで気を緩めれば、再び感染拡大を起こすおそれがあるなど、いまだ事態の収束には至っていない状況であります。

町民の皆様におかれましては、引き続き3つの密の回避をはじめ、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いによる手指の衛生など、基本的な感染対策に努めていただくほか、ウイルスと共存しつつ感染拡大を予防する新しい生活様式の実践にも取り組んでいただきたく、ご協力をお願い申し上げます。

また、4月から5月にかけて、多くの皆様から1万1,650枚のマスクをご寄附いただきました。頂きましたマスクの一部は、65歳以上の高齢者のみのご世帯へお届けをいたしました。残るマスクにつきましても、今後の感染症対策に有効に活用させていただきます。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、実施を見合わせている健診などの状況についてご報告を申し上げます。

初めに、健康増進事業に関連した各種検診であります。子宮がん集団検診は7月3日の金曜日から、胃がん集団検診は7月6日の月曜日から、それぞれ感染対策を講じた上で実施をいたしてまいります。そのほか、胸部レントゲン検診は8月以降に、乳がん集団検診は10月以降にそれぞれ実施を予定しており、現在準備を進めている状況であります。

また、母子保健事業の関係につきましては、保健センターで行う乳児健診につきましては、8月末まで中止といたします。対象の皆様には、町の保健師が個別に電話をおかけし、発育状況の確認や育児相談を行っている次第であります。

なお、親子ふれあい教室などの各種教室につきましては、感染対策等の準備を整え、7月以降、順次再開してまいります。

また、介護保険事業の関係につきましても、各種介護予防教室の開催を見合わせておりました。しかし、6月中旬以降、感染対策等の準備を整え、順次再開をしている状況であります。

続きまして、低所得者に対する介護保険料軽減策の関係であります。

昨年10月に10%に引き上げられました消費税率が、今年度から通年化することに伴い、現在行っている低所得者への保険料軽減策をさらに強化する流れとなっております。本議会に関係条例の所要の改正を提案いたしておりますので、ご審議くださるようお願いを申し上げます。

続きまして、子育て支援課の所管の業務についてであります。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組として、子育て世帯への臨時特別給付金の手続を5月から行っております。第1回の給付金は、6月1日に、767世帯1,357名の方に振込をいたしました。

なお、現在準備中の18歳以下及び独り親家庭を対象とした子育て世帯応援給付金につきましても、速やかに支給を行ってまいります。

続きまして、産業観光課所管の業務についてであります。

まず、農業の関係であります。

水稲の病害虫被害を防ぐため、ラジコンヘリコプターによる水稲農薬散布を7月13日月曜日に実施いたします。今年度は約176.8ヘクタールに農薬を散布いたします。関係機関及び住民の皆様のご協力をお願いいたしたく存じます。

次に、近年、発生地域が拡大しておりますジャンボタニシですが、地域が一体となって行う緊急かつ総合的な防除対策の推進を図ることを目的に、県で補助事業が創設されました。

これを活用しまして、釣区及び船頭給区の2地区において、地域全体で防除に取り組む次第であります。

続きまして、施設園芸です。

農業施設の新設や改修を支援する「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業は、生産力強化支援型が5件ございます。現在、事業実施に向けて手続を進めているところであります。町の主要農産物であるトマト、メロン、梨の増産に大きく寄与する事業であり、適切な事務の執行に努めてまいります。

続きまして、農業委員の関係ですが、現委員が本年7月19日で任期満了となります。このため、本定例会に農業委員候補者の同意案件を上程いたしております。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、商工関係であります。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う事業者への支援についてご報告を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、売上げの減少や資金繰りなどの経営状況が悪化した中小企業あるいは小規模事業者、そしてまた感染拡大防止にご協力をいただいた事業者の皆様には、国や県の給付金制度などの活用を働きかけている次第であります。

また、同時に町独自の支援策として、町内の事業者に一宮町中小企業再建支援金10万円を支給いたしております。受付件数につきましては、6月19日までに164件となっており、地域経済の落ち込みの大きさを実感いたしているところであります。その回復には時間を要するものと想定されますので、今後も積極的な支援を行ってまいりたく存じます。

続きまして、観光関係ですが、例年7月中旬から8月中旬まで開設している一宮海水浴場、こちらはライフセーバーによる人命救助体制の確立が困難であることから、本年度の開催につきましてはやむなく中止をすることといたしました。

さらに、7月から8月にかけて予定をいたしておりました行事、イベントなど、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、中止をすることとさせていただいております。

町民の皆様にも長年親しまれてまいりました行事を中止することは、大変残念でなりません。しかし、感染症終息の折には、開催できるイベントを盛大に実施し、その折には町の皆様の閉塞感を大いに解消していただくと、そういった方針で努めてまいりたく存じます。

続きまして、都市環境課所管の業務についてであります。

まず、環境関係であります。

4月16日、17日、19日の3日間、犬の狂犬病予防の集合注射を12か所、245頭について実

施をいたしました。狂犬病は犬だけではなく人にも感染し、発症すると治療法がない病気があります。町内での発症を防止するため、今後も適正に事業を実施してまいりたく存じます。

次に、例年5月末に実施をいたしておりますごみゼロ運動ですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、今年度は中止とさせていただきます。

次に、都市整備関係についてであります。

昨年度からの被災住宅修繕緊急支援事業を継続しております。台風15号等で被害を受けた住居の屋根、壁などの修繕費用の一部を補助するものであります。今年度は5月末現在、28件の申込みがございました。

老朽化に伴う中央ポンプ場の大規模改修事業についてであります。昨年度末に、千葉県下水道公社と工事委託に関する協定を締結いたしました。今年度から2か年計画で、除じん機2基、電気設備の更新工事を実施してまいります。今年度は除じん機の製作に取りかかり、来年度に電気設備を含めた据付け工事を施工する予定であります。

続きまして、建設関係であります。

今年度予定しております新規改良工事、道路維持工事については、6月30日に1回目の入札を行う予定となっております。今後も緊急性や優先順位に配慮しながら、地域住民の皆様の要望に沿った予算の執行に努めてまいりたく存じます。

また、交付金事業で進めております町道1-7号線、通称天道跨線橋通りの道路改良事業は、昨年度から後半の第2工区に着手し、今年度は用地買収及び、拡幅に伴い架け替えが必要となります。橋梁の詳細設計を行う予定であります。

続きまして、教育課所管の業務についてであります。

まず、学校教育関係であります。

新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るため、長期にわたり臨時休校が続いておりましたが、ようやくこの1日より学校始業を迎えることができました。翌2日には、規模縮小という形ではありますが、晴れて入学式も挙げるに至った次第であります。

令和2年度、小中学校の入学児童生徒は、東浪見小学校25名、一宮小学校87名、一宮中学校123名でありました。これにより、6月1日現在の児童生徒数は、東浪見小学校149名、一宮小学校506名、一宮中学校320名となりました。

現在、学校では新型コロナウイルス感染症対策として、消毒作業や衛生環境の整備を強化しております。今後も児童生徒が安心して学校生活が過ごせるよう努めてまいります。

続きまして、学校施設の環境整備について申し上げます。

小学校のパソコン本体をはじめ、周辺機器については導入後7年以上が経過しており、老朽化に伴う故障が相次いでいることや、セキュリティ環境の強化が求められていることを踏まえまして、このたび新たな機器への入替え事業に取り組んでおるところであります。

I C T環境の整備では、昨年度からの繰越し事業といたしまして、G I G Aスクール構想実現に向けた小中学校のネットワーク環境整備事業にも取り組んでおります。こちらは、小中学校における校内L A Nなどの通信機器について、国から示された通信速度を確保するための改修であります。引き続き、児童生徒が充実した学校環境で快適に学習に取り組めるよう整備を推進してまいります。

続きまして、社会教育関係であります。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、5月31日までの期間、中央公民館などの施設について臨時休館を行ってまいりました。しかし、緊急事態宣言の解除を受け、中央公民館、まちの図書室、振武館、G S Sセンター、創作の里、臨海運動公園につきまして、各部屋の使用人数を制限するなどの対策を施しながら、6月以降、段階的に利用を再開いたしておるところであります。

利用に当たりましては、マスクの着用、適切な換気、身体的距離の確保、利用者名簿の記入など、コロナ対策として様々なご協力をお願いいたしている状況であります。7月からはバス一宮号の利用受付も再開してまいります。しかし、これについては、当面の間は利用人数を定員の半分にさせていただく予定であります。

社会教育関連の今年度の行事につきましては、公民館主催教室や文化財講座は10月以降に延期といたしております。文化祭や芸能音楽祭、成人式などの行事の開催については、今後、各実施団体と協議を重ね、本年度実施の判断について7月中に公表をしてまいります。

終わりに、この定例会には繰越し予算に係る報告1件、条例改正案8件、町道路線の廃止1件、補正予算案2件、諮問案1件、同意案8件を提案いたしましたので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

以上で、行政報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（小安博之君） ご苦労さまでした。

以上で、町長の行政報告を終わります。

会議の途中ですが、ここで20分程度の休憩といたします。

なお、経済常任委員会の皆さんは、休憩中に常任委員会を開催し、空席となっております委員長の互選をお願いいたします。

休憩 午前 9時38分

再開 午前 9時55分

○議長（小安博之君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎諸般の報告

○議長（小安博之君） 日程第4、諸般の報告をいたします。

監査委員から例月出納検査結果報告書及び定例監査報告書の提出がありました。

別紙、諸般の報告一覧表のとおり、資料をお手元に配付しております。これをもってご了承願います。

◎経済常任委員会正副委員長の互選

○議長（小安博之君） 続いて、ご報告いたします。

空席となっておりました経済常任委員長に、11番、志田延子君が、また副委員長が委員長に互選されたことにより、空席となった副委員長に6番、鶴沢清永君が互選されましたので、ご報告いたします。

◎長生郡市広域市町村圏組合議会議員選挙

○議長（小安博之君） 日程第5、長生郡市広域市町村圏組合議会議員選挙を行います。

本件につきましては、現在、長生郡市広域市町村圏組合議会議員が欠員となっておりますことから選挙を行うものです。

この選挙は、投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（小安博之君） ただいまの出席議員は13名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に6番、鶴沢清永君と7番、鶴沢一男君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

(投票用紙配付)

○議長（小安博之君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小安博之君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議長（小安博之君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載し、1番議員から順番に投票願います。

(投票)

○議長（小安博之君） 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小安博之君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

6番、鶴沢清永君と7番、鶴沢一男君、開票の立会いをお願いいたします。

(開票)

○議長（小安博之君） 開票の結果を報告いたします。

投票総数13票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

有効投票	12票
------	-----

無効投票	1票
------	----

有効投票のうち

森 佐衛君	12票
-------	-----

以上のおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。したがって、森 佐衛君が長生郡市広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

○議長（小安博之君） ただいま長生郡市広域市町村圏組合議会議員に当選されました森 佐衛君が議場におられます。

会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

◎長生郡市広域市町村圏組合議会議員就任の挨拶

○議長（小安博之君） 当選人、森 佐衛君の発言を求めます。

○12番（森 佐衛君） ただいま皆さんの温かいご推挙によりまして、広域市町村圏組合議員に相りました。これからは一宮の代表として精いっぱい頑張るつもりでおりますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（小安博之君） ありがとうございました。

◎議会運営委員選任の件について

○議長（小安博之君） 日程第6、議会運営委員選任の件についてを議題といたします。

本件につきましては、現在、議会運営委員1名が欠員となっておりますことから選任を行うものです。

委員の選任は、委員会条例第5条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますので、議長より指名いたします。

議会運営委員に、6番、鶴沢清永君を指名いたします。

お諮りいたします。鶴沢清永君を議会運営委員に指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました鶴沢清永君を議会運営委員に選任することに決しました。

◎議会報編集委員選任の件について

○議長（小安博之君） 日程第7、議会報編集委員選任の件についてを議題といたします。

本件につきましても、現在、議会報編集委員が1名欠員となっておりますことから選任を行うものでございます。

委員の選任は、議会報編集委員会規約第6条の規定により、議長が選任することになっておりますので、議長より指名いたします。

議会報編集委員に、4番、大橋照雄君を指名いたします。

お諮りいたします。大橋照雄君を議会報編集委員に指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました大橋照雄君を議会報編集委員に選任することに決しました。

◎請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小安博之君) 日程第8、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書を議題といたします。

本定例会までに受理した請願は、お手元にお配りしました請願文書表のとおりであります。

お諮りいたします。本請願については、会議規則第90条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) 異議なしと認めます。よって、本請願は委員会付託を省略することに決しました。

紹介議員の説明を求めます。

紹介議員、13番、鶴野澤一夫君。

○13番(鶴野澤一夫君) 13番、鶴野澤です。

請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書。

住所、千葉市中央区中央4-13-10、千葉県教育会館。

団体名、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会。括弧内は省略させていただきます。

会長、秋田秀博。

紹介議員、鶴野澤一夫。

一宮町議会議長、小安博之様。

請願事項。

2021年度予算編成にあたり「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」を貴議会において採択していただき、政府及び関係行政官庁あてに意見書をご提出いただきたくお願い申し上げます。

請願理由。

貴議会におかれましては、日ごろより学校教育への深いご理解とご配慮をいただき深く感謝申し上げます。

義務教育は、憲法の要請に基づき、子どもたち一人ひとりが国民として必要な基礎的資質を培うためのものです。教育の全国水準や機会均等を確保する義務教育の基盤づくりは、国の責務であり、そのために設けられたのが義務教育費国庫負担制度です。

しかし、かつては教材費、旅費、児童手当など多くの経費が対象となっていました。次第に対象から除外され給与費のみとなり、2005年には給与費の負担割合が3分の1に縮減されてしまいました。

現在、地方自治体の状況は様々であり、子どもたちとりまく教育環境にも格差が生じています。

国民に等しく義務教育を保障するという観点からいえば、財政的に最低保障として下支えしている義務教育費国庫負担制度は必要不可欠です。この制度が廃止されたり、国の負担割合がさらに下げられたりした場合、義務教育の水準にさらに格差が生まれることは必至です。

学校の基幹職員である学校事務職員・学校栄養職員を含め、教職員の給与を義務教育費国庫負担制度から適用除外することは、「義務教育費国庫負担法」第一条に明記されている「教育の機会均等とその水準の維持向上」という目的に反するばかりでなく、財政負担を地方自治体に課し、厳しい地方財政をさらに圧迫するものです。また、義務教育の円滑な推進を阻害するおそれも出てきます。よって、私たちは義務教育費国庫負担制度の堅持を強く要望します。

貴議会におかれましては、本請願の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁あてに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（小安博之君） 紹介議員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第8、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書を採決いたします。

お諮りいたします。本請願に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小安博之君） 起立全員。よって、本請願は採択することに決しました。

◎請願第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小安博之君） 日程第9、請願第2号 「国における2021年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書を議題といたします。

お諮りいたします。本請願については、会議規則第90条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小安博之君） 異議なしと認めます。よって、本請願は委員会付託を省略することに決しました。

紹介議員の説明を求めます。

紹介議員、13番、鵜野澤一夫君。

○13番（鵜野澤一夫君） 13番。

請願第2号 「国における2021年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書。

住所、千葉市中央区中央4-13-10、千葉県教育会館。

団体名、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会。

会長、秋田秀博。

紹介議員、鵜野澤一夫。

一宮町議会議長、小安博之様。

請願事項。

2021年度予算編成にあたり、憲法・子どもの権利条約の精神を生かし、子どもたちによりよい教育を保障するために、「国における2021年度教育予算拡充に関する意見書」を貴議会において採択していただき、政府及び関係行政官庁あてに意見書をご提出いただきたくお願い申し上げます。

請願理由。

貴議会におかれましては、日ごろから学校教育への深いご理解とご配慮をいただき深く感

謝申し上げます。

さて、教育は日本の未来を担う子どもたちを心豊かに育てる使命を負っております。しかしながら、社会の変化とともに子どもたち一人ひとりを取りまく環境も変化して、教育諸課題や子どもの安全確保等の課題が山積しています。また、東日本大震災、原子力発電所の事故、さらに各地で地震や豪雨、台風などの大規模な災害、そして、新型コロナウイルス感染症の拡大と立て続けに発生しました。災害からの復興・感染症の克服は未だ厳しい状況の中にあるといわざるをえません。子どもたちの健全育成をめざし豊かな教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層すすめる必要があります。

そこで、以下の項目を中心に、2021年度にむけての予算の充実をはたらきかけていただきたいと思います。

1. 災害からの教育復興にかかわる予算の拡充を十分にはかること
2. 少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること
3. 保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること
4. 現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業にかかわる予算をさらに拡充すること
5. 子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること
6. 老朽化等による危険をとまなう校舎・ブロック塀の改築や、更衣室、洋式トイレ、空調設備設置等の公立学校施設整備費を充実すること
7. 子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額の算定基準を改善し、地方交付税交付金を増額すること
8. 感染症に伴う臨時休校等により、児童・生徒が健康面・学習面で不安やストレスを感じることがないように財政措置を講じること など

以上、昨今のさまざまな教育課題は、教育予算を十分に確保することにより、解決されるものが多くあります。

貴議会におかれましては、本請願の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁あてに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（小安博之君） 紹介議員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第9、請願第2号「国における2021年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書を採決いたします。

お諮りいたします。本請願に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小安博之君) 起立全員。よって、本請願は採択することに決しました。

会議の途中ですが、ここで20分程度の休憩といたします。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時39分

○議長(小安博之君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎一般質問

○議長(小安博之君) 日程第10、一般質問を行います。

一般質問につきましては、既に通告がなされておりますので、通告順に従いこれを許します。

質問者並びに答弁者は、要旨を整理され、簡潔に述べられますよう、また、会議規則第53条により、通告以外のことは発言できませんのでご了承願います。

なお、新型コロナウイルス対策の一環として、会議時間の短縮に努めておりますので、皆様のご協力をお願いいたします。

◇ 藤 乗 一 由 君

○議長(小安博之君) それでは、通告順に従い、8番、藤乗一由君の一般質問を行います。

8番、藤乗一由君。

○8番(藤乗一由君) 8番、藤乗です。それでは、質問を2点提出しておりますので、1点ずつ区切って質問をさせていただきます。

まず、1点目です。新型コロナウイルスの影響によって小中学校が休業になりましたが、小中学校の今後の方針と取組についてお伺いしたいと思います。

以下に、細かく4つお伺いいたします。

1つ目、学校が休業中の児童生徒の生活や、学習進捗の状況、各学校の運営はどのような状況だったのかということについてお伺いいたします。

2点目、休業中の各家庭での現状について、保護者等からの要望など、どのような状況があったのかということについてお伺いいたします。

3つ目ですが、今年度、学校が元どおりに進むようになりまして、今後の方針について、どのような形で進めていくのかということについてお伺いしたいと思います。

これは、2か月、3か月と休業になった中で、子供たちの学習進捗が大変遅れております。これを取り戻して、今まで以上に進めるという必要があると思いますが、その辺のところも含めてお伺いしたいという意図です。

さらに、4つ目ですが、休業中の家庭学習では、インターネット等を利用するオンライン授業といったようなものを利用しているところもございました。これについて、一宮の場合には今後のことも考え、どのようにこれまで取り組めたのか、あるいは、今後どのように取り組む考えか、それについて学習進捗の関係ですとか、学習機会の公平性、こうしたことも含めた問題点等、あるいはそれに対する対策、こういった点についてお伺いしたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（小安博之君） まず、1問目の質問が終わりましたけれども、答弁願います。

藍野教育長。

○教育長（藍野和郎君） それでは、藤乗議員の小中学校の方針と取組についてということで答弁させていただきます。

最初の1番、学校が休業中の児童生徒の生活や学習進捗の状況及び各学校の運営の状況についてでございますが、新型コロナウイルス感染症の最初が1月20日、それで3月1日までに県で28例が報告されて、一宮町では3月2日から23日までを臨時休業といたしました。24日からは年度末休業、それから、4月から年度始め休業ということで休業に入りましたが、その後、一宮町でも3月30日から4月14日の2週間の間に3人の発症が確認されたのを受けて、5月6日まで臨時休業を延長いたしました。

このような状況の中、各学校は3密に最善の注意を払いながら、新入生には教科書等の配

付、さらには事前にお渡しした書類の回収、在校生には学習課題、健康観察カードの配付等々を3日から1週間ごとに保護者の協力をいただきながら実施してきたところでございます。

しかし、新型コロナウイルス感染の勢いは、4月末日まで県内で847例と、鎮静化の兆しは見られませんでした。

そこで、臨時休業も5月31日まで再々延長することになり、学習への遅れを極力減少すべく、1つ、教科書に基づく課題を課す。2つ、児童生徒が計画性を持った学習を進められるように、一覧表、個票にする。3、インターネットを活用した教材は、補助教材として紹介及び活用する。という県の方針に沿って取り組んでまいりました。

各学校では、先生方と保護者が協力しながら子供たちの成長を願って、小まめな学校安心メールの配信及び電話連絡、分散登校等を通して、お互いの連携がさらに深まったという報告を受けております。

また、休業中の生活については、各学校とも「規則正しい生活を」「不要不急の外出の自粛を」「6月1日学校再開」、これらを合言葉に、保護者のみならず、親類縁者の多くの方々、先生方、何よりも子供たちが自覚ある生活を継続してくれたということ、報告を受けております。

2つ目の、各家庭の現状、保護者からの要望はどのような状況かということについては、各小中学校長からは、各家庭との小まめな連絡を継続してきたことから、新型コロナウイルス感染拡大防止に対する町や学校の取組を理解していただいていると報告を受けています。

保護者からの要望としては、現時点で中止あるいは延期になっている対外行事や校内行事がありますが、2学期以降の状況はどうか知りたいという声が届きました。特に運動会、体育祭、修学旅行、これが2学期以降、どういうふうになっていくのかという心配が多く寄せられたということで、現在、学校でも具体的にどう取り組むかということで考えております。

3つ目、今年度の今後の方針ということなんですが、現在の新型コロナウイルス感染の状況を見ますと、今後も予断を許さない状況というふうに捉えております。

学校における感染リスクをゼロにすることは困難でございますが、6月1日からの学校再開に当たり、基本的な感染症対策を徹底し、感染及び感染拡大のリスクを可能な限り低減に努めるとともに、休業中の授業時数を確保、学校施設、児童生徒数、従来の日課時程を見直

し、各学校独自での取組がスタートしています。

東浪見小学校は、1日の生活時間を有効に活用し、従来どおり1こま45分で7時間を確保できています。

一宮小学校は、バス通学のお子さんが34名いるので、登下校の時刻を変更しないということをお大原則にして、1こま40分で、7時間授業を再編成して、現在、授業が進んでおります。

一宮中学校は、1こま40分、7時間授業に再編成をし直しました。現在、授業が進んでおります。

加えて、3校とも夏季休業期間、夏休みを8月1日から8月23日に短縮し、授業時数を確保してまいります。

年間学校行事につきましては、運動会や体育祭、修学旅行など、新型コロナウイルス感染防止対策を考慮した中で、開催時期、開催方法について十分協議して、実施の判断をしております。

また、各小学校の水泳授業の実施については、授業時数を縮小しながらも、学校健診や新型コロナウイルス感染防止対策を講じた上で早めの実施を目指しております。

中学校については、学校健診をプール開設期間中である7月までに実施することが難しいことや、コロナ感染防止対策が難しいこと、授業時数の確保等の懸案を協議した結果、中止といたしました。

最後の4つ目ですが、オンライン授業についての質問についてです。

3月から5月の臨時休業期間中、各小中学校においてオンライン授業には取り組んでおりません。中学校におきましては、6月の学校再開後、新型コロナウイルス感染症第2波に備え、オンライン授業に使用するアプリを活用した授業も取り入れています。

感染拡大防止のため、長期間に及ぶ臨時休業となった場合には、インターネット環境が整っていない生徒には、学校のパソコン室を開放し、オンライン授業で使用する教材については、全国から配信されたものを参考に活用してまいりたいと考えております。

また、学習機会の公平性については、多くの児童生徒が学校の授業以外でも学習できる場所と時間を確保することを考えております。

平成27年から毎年行っている小学生を対象としたサタデースクールや、昨年度からスタートした中学生を対象としたステップアップスクール、これは継続して行うとともに、本年度から受験生に向けた英語を中心とした学習支援活動を日曜日に公民館で行うほか、9月以降は、受験生への放課後学習支援活動を、平日に一宮中学校で行ってまいります。

これらの事業につきましては、地域の皆様のお力をお借りし、学力の向上を目指してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（小安博之君） 1問目の答弁を終わりました。

再質問ありますか。

藤乗一由君。

○8番（藤乗一由君） ただいま、ご答弁いただきましたが、今後、新型コロナウイルス感染症の第2波、第3波、こうした流行など、全く予測がつかない、こういった状況の中で、今回のこれを教訓として、次に臨時休校あるいはそれに準ずるような場合の対応の強化、家庭学習、これの充実などに極力力を入れていただきたいと思います。

特に、インターネット環境による家庭での学習の補完、強化、これについては、諸外国の場合など、近隣の中国、韓国などに比べても、日本の場合はかなり遅れているというような話も聞きます。次世代を担う子供たちの育成のためにも、こうした点の強化にも特に力を入れていただきたいと思います。この点をお願いすることとしまして、次の質問に移らせていただきます。

2つ目の質問ですが、新型コロナ問題に伴って、今後の町内経済の活性化に向けて、具体的な取組をどのように進めるのかという点についてお伺いします。

これは、再開した中で、極力、素早い対応を進めていただきたいということを願うものがあります。

以下の5点について伺います。

1番、商店、飲食店、観光関連、その他の町内事業者の非常事態宣言解除後の、町としての方向性や、今後の進め方、考え方についてお伺いします。

2つ目、事業者からの意見や要望など、これについて具体的に調査をしているのかと、あるいは、その中で具体的にどのようなものがどれほど上がっているのかということについてお伺いします。

3つ目ですが、町内事業者、特に商店などの活性化につきましては、ふるさと納税の増加を図る、あるいはプレミアム商品券などの取組、こうした具体的な取組は重要と思われれます。これらをはじめとした具体的な取組、対策などについて、本年はどのように進めるという考えなのかということについてお伺いします。

4つ目ですが、町内に人が来て、そして町内で人が動くということで経済がさらに活性化

していくと思いますが、そのための町の魅力づくり、それから、町のPRについて、具体的に今年度中、速やかに取り組んでいただきたいというところではありますが、どう取り組む考えなのかということについてお伺いします。

さらに、5つ目ですが、来年以降にも特に一宮を印象づけて、従来以上に人と経済の活性化につなげるということが重要だと思います。

とはいいいながらも、大変に密な状態で人が集まるというような大きなイベント、集中するようなイベントというのはなかなか難しい部分があるとは思いますが、分散しながらもそうしたことができるというような経済の活性化につなぐための方策を考えているのかということについてお伺いします。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（小安博之君） 質問が終わりました。

答弁願ひます。

田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中一郎君） それでは、藤乗議員のご質問のうち、町内の事業者に対する支援に関するご質問、1から3の3問につきましては関連がございますので、一括してお答えさせていただきます。

まず、事業者からの意見やご要望に関するご質問でございますが、町ではこれまでも町長自らが様々な機会を捉えて、積極的に町民や事業者の方々のご意見やご要望を伺ってまいりました。

また、産業観光課においても、中小企業者からのご意見やご要望を伺っております。

こうした中で、今回のこの新型コロナウイルスの感染拡大においては、国内外の景気後退に、そしてサーファー客などの来訪者の減少による影響も相まって、町内の多くの中小企業者において、売上げや収益が大幅に減少し、資金繰りも悪化していることが確認されておるようでございます。

このため、町ではこれまで同様に、商工会が実施しております、中小企業に対する相談業務に対し、支援を行うほか、新型コロナウイルスの影響により、売上げが前年同月比20%以上減少するなどした中小企業の方が、信用保証協会の全額補償つきで金融機関から融資を受けられる制度の活用を支援しております。

また、売上げが前年同月比50%以上減少しました中小企業者に対しまして、町では10万円を支給します中小企業再建支援事業を創設いたしまして、今月19日までに164社にご活用い

ただいております。

さらに、今議会におきまして、新型コロナウイルスの影響により、事業収入が減少し、納税が困難な方には、1年間無担保そして延滞金なしで町税を猶予する特例制度を適用するための条例を上程してございます。

緊急事態宣言は解除されたものの、当面は、コロナウイルスの終息と景気の本格的な回復、そして、町内の中小企業の経営の大幅な改善を見通せる状況にないことから、町では今後も、町内中小企業者の状況を注視しつつ、経営支援策に積極的に取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（小安博之君） 渡邊企画課長。

○企画課長（渡邊高明君） それでは、藤乗議員の4点目と5点目のご質問にお答えします。

4点目の、人を呼び込むための町の魅力づくりやPRに関するご質問にお答えします。

新型コロナウイルスに関しては、産業観光課長もお答えしたとおり、緊急事態宣言は解除されたものの、引き続き警戒が必要な状態です。

一方で、感染拡大による経済の縮小に伴い、町民の皆様の暮らしや事業者の方々の経営に甚大な影響が生じております。

このため、町としては、当面は感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立を最優先課題に町政運営を進めてまいります。

続きまして、5点目の来年度以降の方策についてのご質問にお答えします。

新型コロナウイルス対策は長丁場になるとも言われており、将来のまちづくりに向けた具体的な政策をお示しできる状況ではございませんが、方向性を申し上げるとすれば、先の臨時議会の所信表明で町長が申し上げたとおり、玉前神社とサーフィン、農業という3者のつながりを生かした町のイメージづくりを進めるとともに、町内事業者と千葉、東京方面から来訪される方々を中心としたまちづくりに取り組んでいくことになるものと考えております。

以上です。

○議長（小安博之君） 答弁を終わりました。

再質問ありますか。

藤乗一由君。

○8番（藤乗一由君） ただいま答弁いただきましたが、事業者の皆様は、緊急事態宣言が解除されたからといって、すぐさま元の状態に戻るわけではありませんから、当然この回復に

は相当の時間がかかるはずで。

そんな中でも、できる限り早急な回復を期待するためには、公的な支援策は欠かせないというふうに考えます。

遅ければ復活できないという状況になってしまうからですね。そうしたニュースは事欠かない状況です。

こうした点を見越しまして、自治体独自に個々に事業者支援制度や家賃補助制度、地域通貨の仕組みですとか、あるいはプレミアム率の高いプレミアム商品券の発行を速やかに進めているという自治体もございます。

一宮町の場合には、どうもここまでの段階で見えていきますと、国の支援制度が確定することを待っての、それから現状の情報収集、計画づくりといった形になっているようにしか見えません。そうしますと、よそよりはるかに遅れてしまうということです。

一宮町の場合で考えますと、プレミアム商品券が素早く、具体的にできるように、あるいは、町内の事業者ができるだけ多く参加できるようなふるさと納税の返礼品の取扱いですとか、そうしたことなどは、具体的にすぐ検討に入り、そして準備に取りかかれるんではないかというふうに思います。

そういうわけで、とにかく本年中にでもできることならば素早く、しかも町内の事業者にお金が回っていくような支援策、仕組みづくり、こうしたものにすぐ取り組んでいただきたい。遅くとも年度末にはというような、具体的にお金が回り、人も動く、というような取組にしていきたいというふうに思います。とにかく、できるだけ素早く、早期にというふうに考えますが、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（小安博之君） ただいまの再質問に対します答弁願います。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 藤乗議員の再質問にお答えをいたします。

私どもも、おっしゃるとおり、プレミアムつき商品券あるいはふるさと納税、その他、現在庁舎内で職員の諸君と様々な議論を進めております。

できる限り早く、確実に事業者の皆様のサポートを差し上げるように努力をいたします。よろしく申し上げます。

○議長（小安博之君） 再々質問ございますか。

○8番（藤乗一由君） 再々質問じゃないですが、よろしく申し上げます。

○議長（小安博之君） 藤乗一由君。

○8番（藤乗一由君） ただいま、町長にお答えいただきましたので、とにかく素早くということに尽力していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（小安博之君） 以上で藤乗一由君の一般質問を終わります。

◇ 袴 田 忍 君

○議長（小安博之君） 次に、9番、袴田 忍君の一般質問を行います。

9番、袴田 忍君。

○9番（袴田 忍君） 9番、袴田 忍でございます。

今年になって新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、我々の生活が非常事態になっています。

当町においても、感染者が出たり、私たち、自分たちは、感染対策は自分たちで守る、図ることができますが、支援が必要なところは、支援に頼らなければなりません。

新型コロナウイルス感染症によって、緊急事態宣言が国から出されました。その中で、一般企業、飲食店の臨時休業など、やむなく職を失った人も数多くいます。

特に深刻なのは、契約社員、アルバイト等の非正規雇用で生活を支えていた人たちが多くいること、職を失い、生活が苦しい家庭に対し、町は救済措置をどのように考えていくのかお伺いしたいと思います。

1点目は、社会保障の枠で、生活保護制度があります。生活困窮者の救済の要である生活保護制度、緊急事態宣言後は利用する世帯が増えることも考えられます。救済が必要になった場合について、町の考えを伺います。

また、生活困窮者、救済対策に盛り込まれている中で、ほかの対策があれば、それも一緒にお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（小安博之君） 質問が終わりました。

答弁を求めます。

森福祉健康課長。

○福祉健康課長（森 常磨君） それでは、袴田議員のご質問について、関連がありますので一括してお答えいたします。

初めに、新型コロナウイルスの感染拡大により、深刻な影響を受けた町民生活を支える取組ではありますが、個人や世帯を対象とした主な施策では、全国民に一律10万円を支給する国

の特別定額給付金や、子供1人につき1万円を支給する国の子育て世帯への臨時特別給付金があり、前者は昨日の時点で、全町民の96%に当たる1万1,900人への支給を終え、後者についても、ほとんどの皆様に6月1日に支給いたしました。

さらに、失業等で生活が苦しい方には、社会福祉協議会を通じて最大80万円の貸付けが受けられる生活福祉資金貸付制度を、また、収入減により住居を失うおそれがある方には、最長9か月間の家賃相当額が県から支給される、住居確保給付金をご案内しております。

今後は、児童扶養手当の受給世帯等に対し、一律5万円と、第2子以降、1人につき3万円、収入減の場合は、さらに5万円が上乗せされる国の独り親世帯への臨時特別給付金や、町独自の施策である、子供1人につき1万円、さらに児童扶養手当を受給する独り親世帯には、子供1人につき3万円を上乗せする、一宮町子育て世帯応援給付金の支給に向けた準備を進め、町税の納税猶予や、国民健康保険税など、社会保険料の減免等についても、必要な条例改正を今議会に上程しております。

このように、町では国や県と協力し、町民生活を支えるための施策を迅速に講じておりますが、今後も国や県の動向を注視するほか、町民の皆様の生活実態やニーズの把握に努め、必要な施策を適時、適切に講じてまいります。

なお、これらの施策をご活用いただいた上で、なおも生活が苦しい方には、生活保護の受給をご検討いただくという選択肢もございます。

生活保護の事務は県の担当でございますが、町といたしましても、町民の皆様の生活の実態の把握に努め、生活保護が必要となった方が迅速に受給できるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（小安博之君） 答弁終わりました。

再質問はありますか。

○9番（袴田 忍君） 両方あります。

○議長（小安博之君） どうぞ。

○9番（袴田 忍君） 森課長、答弁ありがとうございました。

感染症拡大での生活困窮者の支援は、生活資金の援助、給付金の案内と、町当局の支援対策に努力されていることを感謝いたします。

私は、金銭面だけではなく、感染症が今後第2波、第3波があった場合、これを見据え、ほかの対策について2点要望させていただきたいと思います。

1点目は、生活困窮者を1人にしてはいけない、このことから、地域の見守りを大切に

ていただきたい。先ほどの答弁にもありました。身近な生活支援救済、これは地域ぐるみの応援が必要とされます。地域福祉の要である民生委員さん、地区区長さん、困窮者への家庭訪問を重視していただきたい。地域の見守りを強化して、困窮者を1人にしない。これをしていただければありがたいと思います。

2点目は、契約社員、アルバイト、そういった非正規社員から、雇用の問題が今後発生するおそれがあります。国の厚労省からも、コロナ解雇、雇用問題が報道されています。うちの町には問題がないではなく、想定される問題でございます。今まで以上の労働局、ハローワーク、他の支援団体との密なつながりをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（小安博之君） 以上で、袴田 忍君の一般質問を終わります。

これをもちまして、通告されました一般質問は全て終了いたしました。

ここで、20分程度の休憩といたします。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時34分

○議長（小安博之君） 会議を再開いたします。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（小安博之君） 日程第11、報告第1号 繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

秦総務課長。

○総務課長（秦 和範君） それでは、報告第1号 繰越明許費繰越計算書について説明をいたします。

議案つづりの1ページをお開きください。

繰越明許費繰越計算書について、令和元年度一宮町一般会計予算繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

議案つづりの2ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費のオリンピック関連事業、機運醸成等委託事業、1,574万

6,000円につきましては、大会組織委員会との協議時期が当初予定より引き延ばされたことから、年度内の事業完了が困難になったことから繰り越したものでございます。

その次の、集会所等改修費補助事業に係る150万円、これにつきましては、昨年の台風15号で12区集会所の屋根が破損し、補助金交付申請が提出されたので、さきの3月議会で補正予算措置したものでございますが、年度内に事業が完了することが困難になったことから繰り越したものでございます。

その次の、5款農林水産業費、1項農業費の担い手確保・経営強化支援事業、2,481万8,000円のうち、2,447万9,000円につきましては、担い手から要望があり、3月議会で補正予算措置したものでございますが、年度内に事業完了が困難だったため、繰り越したものでございます。

強い農業・担い手づくり総合支援事業、1億3,500万円のうち、6,739万5,000円につきましては、台風15号で被災した農業者への再建等に係る費用を支援するため、昨年12月議会で補正予算措置したものでございますが、年度内の事業完了が困難なため繰り越したものでございます。

8款消防費、1項消防費の国土強靱化地域合同計画策定事業、450万円でございますが、この8月までに策定しなければならないことから、郡内5町村合同で地域計画を策定するため、3月議会で補正予算措置したものでございますが、年度内に事業完了困難だったため、繰り越したものでございます。

9款教育費、2項小学校費及び3項中学校費の校内通信ネットワーク事業、それぞれ3,540万円のうち、2,437万6,000円、それから1,820万円のうち、1,354万3,000円、これにつきましては、昨年12月13日に成立した国の補正予算に基づき、3月議会で補正予算措置したものでございますが、年度内の事業完了が困難なことから、繰り越したものでございます。

最後に、10款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費の農地・農業用施設災害復旧事業、2,000万円につきましては、昨年10月25日の豪雨により、弁天池の堤体崩壊が確認され、3月議会で補正予算措置したものでございますが、年度内の事業完了が困難なため、繰り越すものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（小安博之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

8番、藤乗一由君。

○8番（藤乗一由君） ただいま説明がございました中で、一番上にありますオリンピック関連の機運醸成等委託事業についてお伺いいたします。

オリンピックにつきましては、今のような状況ですので、場合によっては最悪中止ということもあり得ます。そうした場合の、この事業の契約関係、そういったところのタイムリミットをどういうふうに設定して進める考えなのかと。

あるいは、契約そのものを段階的に進めるということで、もし万一、間際になって中止というような状況、あるいは開催の仕方が変わるというような状況になってきたときに、できるだけ町のほうでの負担、持ち出し、これが少なくなるような進め方を考えていただきたいと思いますが、その辺のところをご説明いただきたいと思います。

○議長（小安博之君） 答弁願います。

高田オリンピック推進課長。

○オリンピック推進課長（高田 亮君） ただいま、藤乗議員さんのほうからもお話がございました、既にご案内のとおり、オリンピックにつきましては、来年夏への延期が決定されました。

しかしながら、現時点で開催のほうが確実に行われるかどうかの見通せる状況にはございません。

このため、町といたしましては、大会機運醸成目的といたします本事業につきましては、無駄なものとならないように、大会開催の見通しがより確実になるのを見極めた上で契約事務等に着手したいと考えております。

以上です。

○議長（小安博之君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、質疑を終結いたします。

本案については、地方自治法施行令第146条第2項に基づく報告事項ですので、以上で終わります。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小安博之君） 日程第12、議案第1号 一宮町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

御園生税務課長。

○税務課長（御園生加代子君） 議案第1号 一宮町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をいたします。

議案つづり、3ページをご覧ください。

今回の改正につきましては、国において、情報通信技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や、行政運営の簡素化及び効率化を図るため、法律が改正され、法律名が変更となりました。

これに伴いまして、本条例で引用する法律名及び条項を整備するものでございます。

改正の内容といたしましては、第6条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「情報通信技術利用法」を「情報通信技術活用法」に、「第3条第1項」を「第6条第1項」に改める。

第10条第1項第2号中「情報通信技術利用法第4条第1項」を「情報通信技術活用法第7条第1項」に改める。

なお、施行期日につきましては、公布の日からするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（小安博之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第12、議案第1号 一宮町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小安博之君） 日程第13、議案第2号 一宮町税条例の一部を改正する条例の制定に

ついてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

御園生税務課長。

○税務課長（御園生加代子君） 議案第2号 一宮町税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案つづり、4ページをご覧ください。

本条例につきましては、新型コロナウイルス感染防止の措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るため、地方税法の一部を改正する法律及び関係政令が公布、施行されたことに伴いまして、一宮町税条例について所要の規定の整備を行うものでございます。

主な改正点を申し上げます。

まず、第1条でございます。

附則第10条の改正は、地方税法において中小事業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例が新設されたことに伴い整備するものでございます。内容は、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入が30%以上減少した中小企業者等の償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税が令和3年度課税の1年分に限り減額できるようになるものでございます。

下から3段目の附則第15条の2の改正は、軽自動車税の環境性能割の非課税の特例期間延長になります。

新型コロナウイルス感染拡大を受け、自動車販売需要の落ち込みが見込まれることから、軽自動車購入時に燃料性に応じて支払う環境性能割の非課税措置及び税率の特例措置を半年間延長し、令和2年9月30日から令和3年3月31日に改めるものでございます。

一番下の段から次の5ページに続きます。第24条の改正は、徴収猶予の特例に係る手続等を定めるものでございます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の収入に相当の減少があり、納税が困難な納税者に対し、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収を猶予できる特例が新設されたことに伴いまして、規定を整備するものでございます。

続きまして、第2条でございます。上から8段目、第25条は、寄附金税額控除の特例の新設に伴い条例を定めるものでございます。

内容は、個人町民税の所得割の納税義務者が新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための指定行事の中止等により生じた入場料金等の払戻請求権、これを年度内に放棄

した場合に当たって、相当額の寄附金を支出したとみなして、寄附金税額控除を適用するものでございます。

第26条は、住宅借入金等特別控除の特例の新設に伴い条例を定めるものです。

個人町民税の住宅借入金等特別控除について、新型コロナウイルス感染症の影響により、入居が遅れた場合、適用期限を1年延長して、令和16年度分までとするものでございます。

主な改正点は以上でございます。

本条例は公布の日から施行し、改正後の一宮町税条例の規定は、令和2年4月30日から適用する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（小安博之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第13、議案第2号 一宮町税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小安博之君） 日程第14、議案第3号 一宮町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鎗田住民課長。

○住民課長（鎗田浩司君） それでは、議案第3号 一宮町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

議案つづりの6ページをお願いいたします。

本条例の改正につきましては、国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応に基づき、国民健康保険及び後期高齢者医療において新型コロナウイルスに感染するなどした、給与等を受けている被保険者に対して傷病手当金の支給を行います。

実施に伴い、傷病手当金を支給するための規定を附則に追加するものでございます。

主な改正内容につきましては、まず、6ページから7ページ中段の第2条の関係でございますが、第1項といたしまして、対象者は給与等の支払いを受けている被用者が新型コロナウイルス感染症に感染し、または感染が疑われるものとし、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間としております。

第2項といたしまして、支給額は1日につき直近の継続した3か月間の給与等の収入の合計額を就労日数で除した額の3分の2に相当する額としております。

3項といたしまして、支給期間は1年6か月を超えないものとするものであります。

7ページの中段から下の第3条及び第4条の関係については、給与等を受け取ることができるとした場合の傷病手当金と、給与等との調整に関することについてを規定しております。

附則として、この条例につきましては、公布の日から施行し、支給対象となる日の初日が本年1月1日から規則で定める日、同年9月30日までの間にあるものについて適用とするものでございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（小安博之君） 説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第14、議案第3号 一宮町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小安博之君） 日程第15、議案第4号 一宮町国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鎗田住民課長。

○住民課長（鎗田浩司君） それでは、議案第4号 一宮町国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

議案つづりの9ページをお願いいたします。

本条例の改正につきましては、国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応に基づき、一定額以上の収入の減少が見込まれる等の世帯に対しまして、国民健康保険税の減免措置を実施いたします。

実施に伴い、保険税の減免を受けようとする世帯について、申請期限の特例を定めるため、所要の改正を行うものでございます。

主な改正の内容でございますが、現行の規定では、減免の申請については、納付期限までに提出をすることになっておりますが、改正後につきましては、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、納付期限後でも申請を可能とするため、第24条、第3項に当該規定を追加するものでございます。

附則といたしまして、この条例につきましては、公布の日から施行し、今回追加いたしました改正後の第24条第3項の規定は、令和2年2月1日から適用とするものでございます。

説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（小安博之君） 説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第15、議案第4号 一宮町国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小安博之君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

会議の途中ですが、ここで昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後1時00分

○議長（小安博之君） 会議を再開いたします。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小安博之君） 日程第16、議案第5号 一宮町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鎗田住民課長。

○住民課長（鎗田浩司君） 議案第5号 一宮町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

議案つづりの10ページをお願いいたします。

本条例の改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、通知カードが廃止されました。それに伴い、再交付手数料に関する規定でございます。第2条第25号を削除するなど、所要の改正を行うものでございます。

なお、廃止後の通知カードの取扱いにつきましては、再発行等はできませんが、氏名や住所等の記載事項が住民票と一致している場合は、引き続きマイナンバーを証明する書類として利用することができます。

また、出生等で初めてマイナンバーが付番された方には、通知カードに代わり、個人番号通知書が送付されます。こちらはマイナンバーを証する書類としての利用はできませんので、証明用としての事務が必要な場合には、マイナンバーカードを取得していただくか、マイナンバー入りの住民票の写しを取得していただくことになっております。

附則といたしまして、この条例については公布の日から施行するものでございます。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（小安博之君） 説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

ないですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第16、議案第5号 一宮町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小安博之君） 日程第17、議案第6号 一宮町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

森福祉健康課長。

○福祉健康課長（森 常麿君） 議案第6号 一宮町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案つづりの11ページをご覧ください。

本案は、県の補助制度を活用した障害者の医療費助成に関する条例の一部改正であります。現行制度による助成対象は、身体障害者1級、2級、または知的障害者程度A以上とされており、今般、身体、知的、精神の3障害平等の観点から県の制度が見直され、精神障害者1級についても助成対象に加わることとなりました。

したがって、当町の条例につきましても、第2条第1号にウを加え、県の制度と同様、助成対象に精神障害者1級を加えようとするものであります。

附則といたしまして、施行日は県の施行日に合わせた令和2年8月1日でございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（小安博之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第17、議案第6号 一宮町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小安博之君） 日程第18、議案第7号 一宮町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

森福祉健康課長。

○福祉健康課長（森 常麿君） 議案第7号 一宮町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案つづりの12ページをご覧ください。

今回、2点の改正がございます。1点目は第2条の改正で、現在行っている低所得者への保険料軽減について、財源としております消費税10%に伴う増収分が、今年度から満年度化されますことから、さらなる軽減を図るため保険料を改定するものです。第2条のうち、第2項、第3項及び第4項を改め、第1段階を1万8,400円、第2段階を3万600円、第3段階を4万2,900円といたします。

続きまして、2点目は附則に第9条を追加し、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合等の保険料減免規定を定めるものです。第1項では、対象とする保険料を、本年2月から来年3月までに納期限が定められたものと定め、主たる生計維持者の収入が、前年と比べ10分の3以上減少するなど、一定条件を満たした場合、所得額等に応じ全部また

は10分の8の減免をいたします。

なお、現行制度で減免を受ける場合、納期限より前の申請が必要とされておりますが、第2項において、既に納められた保険料についても遡って申請ができるよう措置いたします。

附則といたしまして、低所得者への保険料軽減は令和2年4月1日から、新型コロナウイルス感染症に関連した保険料の減免は令和2年2月1日からそれぞれ遡及適用とし、経過措置では、令和元年度以前の保険料はなお従前の例といたします。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（小安博之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第18、議案第7号 一宮町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小安博之君） 日程第19、議案第8号 一宮町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鎗田住民課長。

○住民課長（鎗田浩司君） 議案第8号 一宮町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

議案つづりの14ページをお願いいたします。

本条例の改正につきましては、国民健康保険及び後期高齢者医療において、新型コロナウイルスに感染するなどした、給与等の支払いを受けている被用者に傷病手当金を支給する市

町村等に対し、支給額の全額について国から特例的な財政支援が行われることになりました。

これを受けまして、千葉県後期高齢者医療広域連合において、傷病手当金の支給を行うこととなり、町で申請書の受付事務ができるようにするための規定を第2条第8号に追加するなど、所要の改正を行うものでございます。

附則として、この条例につきましては公布の日から施行するものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（小安博之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第19、議案第8号 一宮町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小安博之君） 日程第20、議案第9号 町道路線の廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋都市環境課長。

○都市環境課長（土屋 勉君） 議案第9号 町道路線の廃止についてですが、議案つづりの15ページをお願いいたします。

道路法第10条第1項の規定により町道の路線を廃止するもので、町道2313号線の場所は、一宮町一宮字老女子3719番3地先から3718番2地先で、幅員は2.8メートルから3.8メートル、延長は38.7メートルあり、創作の里の上、西側に位置します。

現状は砂利道、行き止まりで、2名の方の私有地ですが、昭和61年に町道認定されており、このたび通学路として利用を検討したところ、地権者協議の段階で町道認定を外してほしい

旨の要望が地権者の方よりありましたので、それにお応えするものでございます。

以上でございます。

○議長（小安博之君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

8番、藤乗一由君。

○8番（藤乗一由君） ただいまの説明によると、もともと私有地であるということで、町道認定を外したその後の、これの扱いはどのようなものになるのかというところをお聞きしたいのですが、お願いします。

○議長（小安博之君） 土屋都市環境課長。

○都市環境課長（土屋 勉君） ご説明いたします。もともと個人の所有地を町道として認定しておりますので、廃止後も変わらず個人の所有地となります。

以上です。

○議長（小安博之君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第20、議案第9号 町道路線の廃止についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小安博之君） 日程第21、議案第10号 令和2年度一宮町一般会計補正予算（第3次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

秦総務課長。

○総務課長（秦 和範君） それでは、令和2年度一宮町一般会計補正予算（第3次）についてご説明いたします。

議案つづりの17ページをお開きください。

令和2年度一宮町一般会計補正予算（第3次）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,956万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億8,337万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方債の変更は、「第2表地方債補正」によるというものでございます。

補正の内容について、歳出からご説明いたします。

まず、26ページ、27ページをお開きください。

それでは、27ページの説明欄でご説明いたします。まず、町有財産管理運営費59万7,000円は町有地の竹木が隣接する民地にはみ出しており、台風などの強風で倒木が予想されますので、伐採を委託するものでございます。

次の子ども・子育て支援対策事業30万5,000円は、東浪見こども園の用地、これの不動産鑑定料でございます。

続きまして、保育所運営費199万3,000円は、保育士1人を会計年度任用職員として雇用するものでございます。

その次の感染症対策事業につきましては、5月の連休中に行った道路封鎖に伴うパトロールに従事した職員の時間外勤務手当6万7,000円と、手指消毒用アルコールを購入する費用11万8,000円、合わせて18万5,000円でございます。

次の保健センター管理運営費3万5,000円につきましては、5月に掃除機が故障したため、新たに購入するものでございます。

次の農業振興事業28万6,000円は、廃プラスチックの処理料金が値上げされたため、一宮町農業用廃プラスチック対策協議会補助金を増額するものでございます。

次のため池整備事業750万円でございますが、県営ため池緊急整備事業で実施する二又池整備事業の負担金で、総事業費のうち県が50%、町が30%、東部土地改良区が20%負担するものでございます。

次の都市下水道維持管理事業429万円のうちの公共下水道施設整備事業委託料64万円につきましては、工事委託料精査に伴う出来高見込額の増によるものでございます。その他、中央ポンプ場燃料給油管からの重油漏れに伴う管の交換工事、汚泥処理等が365万円でございます。

次のページをお願いいたします。

町営住宅管理事業879万円でございますが、地権者から土地の返還要求がありまして、当該土地上にある町営住宅を解体する費用、それから当該住宅に居住する住民を別の町営住宅に住ませるために必要な修繕料でございます。

次の東浪見小学校管理運営事業80万9,000円につきましては、4月13日の強風で破損した渡り廊下の屋根を新たに設置するものでございます。

その次の東浪見小学校給食事業7万7,000円につきましては、臨時休校に伴う給食食材キャンセル分の支払いと、コロナウイルス感染症の影響で、家庭で過ごしていた子供たちに地元で取れた食材を提供し元気になってもらおうと考え、また、高級食材の消費が落ち込むことが予想されることなどから、地元農産物のメロンを給食で提供するための費用でございます。

また、その3つ下に、一宮小学校給食事業15万9,000円、その下、中学校費の学校給食事業10万5,000円につきましても、同様にメロンを給食で提供する費用に充てるものでございます。

児童等の保健安全事業につきましては、東浪見小学校、一宮小学校、一宮中学校ともに、新型コロナウイルス感染症対策として、消毒用の消耗品を購入するため、それぞれ10万円を計上するものでございます。

一宮小学校管理運営事業23万5,000円につきましては、部品の劣化に伴う漏水が発生している給水ポンプの修繕に充てるものでございます。

その次ですが、東浪見小学校、一宮小学校、それから一宮中学校、各校のオリンピック・パラリンピック活用教育推進事業につきましては、講師謝礼、それから消耗品としてそれぞれ7万円を計上するものでございます。

30ページ、31ページをお願いします。

文化財保護事業20万4,000円につきましては、加納久宜公の墓の柵が長年の風雨により土が流出し、傾いているものを修繕するものでございます。

それから、その次ですね、公民館管理運営費327万8,000円につきましては、老朽化した受電設備改修工事を行うものでございます。

次のGSSセンター管理運営費11万円につきましては、経年劣化による浄化槽放流ポンプの修繕を行うものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。

24ページ、25ページをお開きください。

上から順番に申し上げます。14款2項1目農林水産業分担金、1節農業費分担金300万円でございますが、これは県営ため池等緊急整備事業に係る東部土地改良区の分担金でございます。

次の16款1項5目介護保険国庫負担金、1節低所得者保険料軽減負担金288万8,000円につきましては、低所得者保険料軽減に係る国の負担分でございます。

次の16款2項4目土木費国庫補助金、2節都市計画費補助金32万円でございますが、公共下水道施設整備事業、増額分の補助金でございます。

その下、5目教育費国庫補助金、1節教育費補助金15万円につきましては、小中学校3校の消毒用消耗品購入に係る補助金でございます。

次の17款1項5目介護保険県負担金、1節低所得者保険料軽減負担金144万4,000円につきましては、低所得者保険料軽減に係る県の負担金でございます。

次の17款2項4目農林水産事業費県補助金、1節農業費補助金4,000円は、園芸用廃プラスチック処理対策推進事業補助金でございます。

次の17款3項3目教育費委託金、3節オリンピック・パラリンピックを活用した教育推進事業委託金21万円は、小中学校3校分の委託金で、1校当たり7万円でございます。

次の20款1項3目公共施設整備基金繰入金、1節公共施設整備基金繰入金327万8,000円につきましては、公民館受電設備改修事業の財源に充てるものでございます。

21款繰越金1,456万9,000円につきましては、その他歳出の財源に充てるものでございます。

23款町債につきましては、21ページの第2表地方債補正をご覧ください。

地方道路等整備事業債につきましては、上総一ノ宮駅東口整備事業の令和2年度事業が3億4,279万6,000円から3億5,030万2,000円に変更されたことに伴い、借入れ上限額を1億5,420万円から1億5,760万円に340万円増額するものでございます。

公共事業等債につきましては、公共下水道施設整備事業の令和2年度事業費増額に伴う起債対象事業費が7,518万円から7,550万円に変更されたことから、借入れ上限額を6,760万円から6,790万円に30万円増額するものでございます。

説明は以上です。

○議長（小安博之君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

8番、藤乗一由君。

○8番（藤乗一由君） ただいま補正について説明ございましたが、その中で、5項目ほどお伺いしたいと思います。

全部まとめて申し上げます。1つ目は、5款1項5目の27ページのため池整備事業ですけれども、洞底湖の先の二又池の整備、改修ということですが、この改修はいつから開始して、いつ完了の予定なのかというところをお伺いしたいと思います。

といいますのは、ここ最近、非常に釣りですとか、散策の方ですとか、多いんですね。その中で、特に釣りの人は、二又池の整備の関係で南側を閉鎖しているんですけれども、そっちのほうにもどんどん平気で入っていくというような状況があります。

その辺のところは把握されているのかどうか分かりませんが、何らかの問題が、あるいは事故とかあってもいけないのではないか。管理している以上、どんな状況かというのを把握をしっかりといただかないといけないのではないかというところがあります。

2つ目は町営住宅管理事業ですが、7款5項1目、29ページです。これについて当初予算に組みれていなかったのはどうしてなのか。なぜこの時期に補正にするという形になったのかというところをお伺いします。

3つ目ですが、29ページと31ページにわたるオリンピック・パラリンピック活用教育推進事業ですが、9款2項2目と9款3項2目ですか、どのような内容の事業なのか。これが実際の実施はいつかということと、もう一つは、当初予算に組みれていなかった理由という、その辺のところについてご説明ください。

さらに4つ目ですけれども、31ページの9款4項1目、文化財保護事業ですけれども、加納公のお墓の周りの柵の補修ということのようですが、今あえて補修の必要性として、補正として出してきたのはどういうことかということと、具体的な中身につきましてお伺いしたいと思います。

最後に、同じページの公民館管理運営事業なんですけど、受電設備の補修ということですが、年度当初に事前に計画がなかったのはどうしてだろうかということと、今、改修の必要性ということがあるのは、どんな状況で、どんな理由によるのか。それで、また今後、その関連に関して問題の発生はないのだろうか。その辺のところについて、それぞれご説明をお願いいたします。

○議長（小安博之君） 答弁を求めます。

田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中一郎君） 先ほど藤乗議員からご質問がありました、ため池整備事業と

いうことでありますけれども、本工事につきましては千葉県が事業主体となりまして、この8月に着工し、年度末の3月の工事完了を予定しております。

なお、現在工事周辺の遊歩道につきましては、安全確保のために通行止めとなっておりますが、今後、先ほど人が入られているということなので、その辺はまた東部土地改良と町を含めまして、再度安全確認をしたいと思っております。

それで、工事完了後、速やかにそういった遊歩道の通行止めを解除していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小安博之君） 土屋都市環境課長。

○都市環境課長（土屋 勉君） 町営住宅管理、当初予算に組まれていなかったのはなぜか、また、なぜこの時期なのかについてですが、令和元年8月29日に、町営野中住宅土地地権者の相続人が来庁し、地権者死亡による土地賃貸借契約の所有者変更について相談があり、その際、土地返還の要望がありました。

その後、継続交渉を続けましたが、令和2年1月14日に来庁した際、故人の遺言でもあるため、契約更新は絶対に行わず、契約期限の令和2年3月31日で土地を返還するよう強く要望されました。

土地返還要望地には5棟の住宅があり、住んでいる方の転移や建物の解体に時間を要するため、再交渉した結果、令和2年12月31日までの契約を承諾してもらい、令和2年4月1日に契約更新を行いました。そのため、当初予算に解体工事費を計上することができず、今回の補正予算となりました。

以上でございます。

○議長（小安博之君） 峰島教育課長。

○教育課長（峰島勝彦君） それでは、藤乗議員の9款2項2目、9款3項2目オリンピック活用推進事業についての説明をいたします。

まず、このオリ・パラ活用推進事業、これはどのような内容なのかということなんですけれども、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした教育を推進し、次世代を担う子供たちに国際感覚やスポーツの楽しさ、ボランティアの精神、障害者への理解等を身につけさせ、大会後も無形レガシーとして引き継いでいくことを目的とした内容になります。

我が町の取組のほうといたしましては、オリ・パラ教育で目指す児童生徒の姿、まず1点目におもてなし、2点目に心のバリアフリー、3番目にスポーツ、4番目にグローバルの4

つのプロジェクトを整理し、学校の特色や実態、地域の実情等に応じ、プロジェクトに取り組んで進んでいくものになります。

当町では、元オリンピック選手等による講演会や、パラスポーツ実技体験、これはシッティングバレーやボッチャになります。これらの実施、また、福祉体験、実際にこれは車椅子を経験するというものになります。地域の伝統芸能体験、東浪見甚句や上総おどり、また機運醸成のための横断幕の作成や、おもてなしの一環として花壇の整備等に取り組んでおります。

2番目の、いつ実施の予定かということなんですけれども、令和2年度については、県から4月24日付で教育推進校の指定通知に基づき、この6月中に契約のほうを締結予定、その後、各校の事業計画に沿って、来年の1月をめどに事業のほうを実施してまいります。また、この事業につきましては、本年度で4年目になります。

また、当初の予算に組みまれていなかった理由のほうなんですけれども、これは教育推進校に指定されるのは例年4月中になるために、6月の補正にて予算措置のほうを毎年しております。

次の9款4項1目の文化財保護事業の内容についての質問について答弁いたします。加納久宜公のお墓のところの柵の補修の必要性はなぜかということなんですけれども、お墓のところにあります石の灯籠や石積みのこの地盤、こちらの地盤のほうの土砂が流れ、このままでは倒れたり崩れてしまうおそれがあるということが発覚をいたしました。

本格的な台風シーズンを迎える前に、修繕のほうをしていかなければ危険が及ぶ。また、状況に応じてはそれ以上の修理がかかってくるということで、実施のほうをしてまいります。

2番目の、具体的な内容のほうにつきましてなんですけれども、土砂が流れている地盤の改良を中心に、まず基礎をコンクリートで流す予定になっております。コンクリで流した中で、土の流出を防ぐということになります。

続きまして、公民館の管理運営事業、こちらの今年度当初に事前に計画されていなかったのはなぜかということなんですけれども、本件につきましては、令和元年12月議会において、改修の必要性を説明し、設計費用の補正予算について議会のほうの承認をいただいております。

設計図の作成や、工事費の精算業務が終了したのがこの3月になりますので、このため、当初予算ではなく、この令和2年6月議会において補正の予算のほうをお願いするものになります。

続きまして、改修の必要性はどのような状況理由によるものか。これにつきましては、電気設備の定期点検報告の中で、老朽化による漏電事故の可能性があり、設備の更新の必要性があると点検業者からの指摘を受けたためになります。

また、公民館等については、今後、防災関係等ありますので、電源設備については今この時点でやらなければやはり危険という形の中で、至急組ませてもらうものになります。

最後の、今後の問題の発生はないのかということなんですけれども、今回の工事範囲は古くなった受電設備の改修になります。ご承知のとおり、公民館本体は耐震の関係、また建物をはじめとした電気・給排水、また空調などの設備は古いままの状態のため、今後も必要な修理は発生してくると思います。公民館の建て替えや大規模改修などの課題については、本年度中に公共施設の個別施設計画を取りまとめていく予定であります。

以上です。

○議長（小安博之君） 答弁終わりました。

ほかに質疑は。

8番、藤乗一由君。

○8番（藤乗一由君） ただいまご回答いただいた中で2点ほど再度お伺いしたいんですが、一つは二又池のため池整備なんですけれども、私が見ている感じでは、先ほど申し上げたような釣り人が非常に多いということと、散策の方も大変多いです。

また、子供といってもそんなに小さい子供じゃないですが、やはり釣りのためにとかということで出入りする人が結構多いんですけれども、現在の状況ですと、洞底湖周辺、遊歩道の辺りは荒れ放題のまま放置されているという状況に近い状態なんです。

そうしますと、釣りの方とか、かなり遠隔地からたくさんいらっしゃいます。朝4時、5時ぐらいから来てやっているとか、夕方暗くなるまでいらっしゃる方が、都内ですとか、神奈川ですとかのナンバーの車が非常に多かったりするんですけれども、そういう方がいる以上、管理をもうちょっと厳しくしますといっても、どうしようもないことだと思うんですね。

私が見る限りでは、むしろそれなりに除草ですとかという部分をきちんとしていただいたほうが、むしろ安全なんではないかというふうに思います。ですから、そうした管理の部分につきましても再検討していただいた上で、もうちょっと整備すると。ため池だけではなくて、全体として整備するという考え方を検討していただきたいと思います。その辺のところはいかがでしょうかという点。

それと、もう一つは文化財保護事業なんですけど、これもまた似たような視点なんですけれ

ども、加納公のお墓の周りの灯籠ですとかの安全ということなんですが、あその場所そのものに至る階段ですとか、それから小学校のプールの上の崖の振武館から回る通路、むしろ全体から見ると、そういうところのほうが安全性が問題あるんじゃないかというふうに考えます。

加納公の墓のところだけを見るんでなくて、全体としての安全策ということ、今すぐということは難しいかと思えますけれども、再検討していただきたいと思うんですね。この整備するという機会に、きちんと全体として考えていただかなければいけないんじゃないかと思えます。その辺のところについてちょっとご検討いただきたいんですが、お考えを伺いたいと思えます。

○議長（小安博之君） 答弁を求めます。

田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中一郎君） 先ほど藤乗議員からありました、今後の整備という部分なんですが、今そういった洞底湖、山沿いを、周辺に今後どうしていくかということで検討して、また整備方法についても今後はまた検討していきたいと思えます。

なおかつ今、除草とかいろいろ草刈りの部分でございますか、この辺につきましても、管理であります東部土地改良、その辺と意見交換しながら、今後どういった管理方法をしていくかということでまた検討していきたいと思えます。

以上です。

○議長（小安博之君） 峰島教育課長。

○教育課長（峰島勝彦君） それでは、藤乗議員の再質問のあった件についてお答えいたします。

確かに加納さんのお墓に行くまでの階段、またその周辺の整備については、教育課としても今、一つのやはり課題、問題になっているところになっております。

今我々としてはお金をかけずに、我々の手で少しでも整備をできればという形の中の計画が一つと、あと、あの周りについて守っていただけるボランティアの方々、そういったものの方々の協力を得ながら、今後そういったところの整備を考えていきたいと思っております。

あと、やはり崖とか大きいところについては、やはり相当危険なところというのはどうしても手つけられないところありますので、そういったところについては今後また町のほうと相談しながら、整備のほうを考えていきたいと思えます。

以上です。

○議長（小安博之君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第21、議案第10号 令和2年度一宮町一般会計補正予算（第3次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小安博之君） 日程第22、議案第11号 令和2年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鎗田住民課長。

○住民課長（鎗田浩司君） 議案第11号 令和2年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1次）議定についてご説明をいたします。

議案つづりの38ページをお願いいたします。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ143万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億7,339万9,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、一宮町国民健康保険条例の一部改正に伴い、新型コロナウイルスに感染するなどした給与等を受けている被用者に対しまして、傷病手当金を支給するため、予算措置するものでございます。

44ページの歳出からご説明を申し上げます。

2款6項1目傷病手当金については、対象者13名を見込んで143万円の増額としております。

次に、歳入になります。42ページをお願いいたします。

4款1項1目保険給付費等交付金については、歳出と同額の143万円を増額し、特別調整

交付金分による計上としております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（小安博之君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第22、議案第11号 令和2年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

ここで15分程度の休憩といたします。

休憩 午後 1時51分

再開 午後 2時09分

○議長（小安博之君） 会議を再開いたします。

◎諮問案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（小安博之君） 日程第23、諮問案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 諮問案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、ご説明を差し上げたく存じます。

本案は、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の意見を求めるものであります。

今回、私ども推薦を申し上げたい方は、17区の1にお住まいの大場美代子さんでいらっし

やいます。大場さんの略歴は、お手元にお配りした資料のとおりであります。大学を卒業された後、中学校及び特別支援学校の教員として37年間勤務をされまして、平成31年3月に退職をされた方です。大変教育熱心な方で、人格、識見ともに優れた方でいらっしゃいます。

任期は、令和2年10月1日からの3年間となります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（小安博之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより日程第23、諮問案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。大場美代子さんを適任とすることに賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小安博之君） 起立全員。よって、本議会の大場美代子さんに対する意見は適任と決しました。

◎同意案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（小安博之君） 日程第24、同意案第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 同意案第1号 一宮町監査委員の選任についてご説明を差し上げたく存じます。

次期監査委員として、11区にお住まいの森田善宏さんをお願いするに当たり、議会の皆様のご同意をいただきたく求めるものであります。

森田さんの略歴につきましては、お手元に差し上げました資料のとおりであります。大学を卒業された後、一宮町役場の職員として会計管理者、税務課長などの要職を歴任され、36

年間にわたり町の発展に尽くされた方であります。

地方自治法の選任規定にありますように、人格高潔、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に優れた見識を有する方であると、そのように判断し、お願いを申し上げます。

任期は、令和2年8月1日から4年間です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（小安博之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

8番、藤乗一由君。

○8番（藤乗一由君） 本案につきまして町長よりご説明いただいたんですけども、この人事案の1件目は監査委員ということですが、9号までの間に農業委員もごぞいます。

その中で、人事案として継続となる委員の方と、委員が変わるという場合がそれぞれにごぞいますが、その辺の経緯、理由、これについての説明も併せて、2号から9号についてはこれから後ということですが、それについての説明もしていただきたいと思います。お願いします。

○議長（小安博之君） 藤乗議員、ただいまは2号から9号につきましてはまだ上程されていませんので、それに対する答弁はできませんので了承願います。

答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 藤乗議員のご質問にお答えをいたします。

様々な事情でご退任というご意向をいただきまして、そして私ども、最適な方を私どものほうで探しまして、そしてご提案を差し上げるという、そういう流れでございます。ご理解いただければと存じます。

○議長（小安博之君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認め、討論を省略いたします。

日程第24、同意案第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。森田善宏さんを監査委員とすることに賛成の諸君は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（小安博之君） 起立多数。よって、森田善宏さんを監査委員に同意することに決しました。

◎同意案第2号～同意案第9号の上程、説明、質疑、採決

○議長（小安博之君） 日程第25、同意案第2号から、日程第32、同意案第9号までの一宮町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 同意案第2号から同意案第9号 一宮町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由をご説明差し上げたく存じます。

本同意案は、現委員の任期が本年7月19日で満了になることから、農業委員を任命するに当たり、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を得るものであります。

任期は、令和2年7月20日から令和5年7月19日までの3年間でございます。

農業委員の選任に当たり、一宮町農業委員会委員の任命に関する要綱に基づき、公募した結果、推薦と応募があり、一宮町農業委員会委員候補者選任審査会において、委員としての取組に対する意欲、認定農業者であるか否か、また、中立な立場の委員となるにふさわしいかなど、厳正かつ公平な審査結果を基に、8人の方を選任をいたしました。

選任した8人のうち、6名の方々は認定農業者で、法に定める過半数は認定農業者であるという要件を満たしております。候補者の方々につきましては、お手元にお配りいたしました資料のとおりでございます。

それでは、同意案第2号から順を追ってご説明させていただきます。

同意案第2号ですが、いすみ市にお住まいの小池 達さん。応募による方であります。平成18年に司法書士登録後、平成20年から一宮町に開設した事務所にて司法書士業に就いておられます。消費生活相談員や他の相談業務など、本町に貢献をされております。農業分野以外の者の意見を反映させる中立委員として適任であると考え、これまでに引き続き、職務を適正に行っていただけることが期待できる方としてお諮りをいたします。

続きまして、同意案第3号です。10区にお住まいの小高俊郎さんであります。西部土地改

良区、東部土地改良区、両総土地改良区松潟支部からの推薦によるものであります。地方公務員として長年奉職をされ、退職後はJ A長生一宮地区総代会会長や、西部地区土地改良区副理事長を務めるなど、農業に関する見識を有しておられます。また、地域からの人望も厚い方であり、農業委員として職務を適正に行っていただけることが期待できる方であり、お諮りをいたします。

続きまして、同意案第4号であります。岩切区にお住まいの峰島 誠さんです。一宮町野菜出荷組合からの推薦によるものであります。認定農業者として施設野菜農業を営み、野菜出荷組合やJ A長生などの農業団体の要職を歴任されています。現在、農業委員会の会長としてその職務を全うしておられます。今後も引き続き、職務を適正に行うことが期待できる方としてお諮りをいたします。

続きまして、同意案第5号です。新熊区にお住まいの秋場郁夫さんです。一宮町野菜出荷組合からの推薦によるものです。認定農業者として施設野菜農業を営み、野菜出荷組合長やJ A長生理事などを務められ、地域農業に尽力されてこられた方であり、現在も農業委員をお務めです。今後も引き続き職務を適正に行うことが期待できる方として、お諮りをいたします。

続きまして、同意案第6号であります。綱田区にお住まいの緑川慶一さんです。地域からの推薦によるものであります。認定農業者として家業を継ぎ、30年以上梨作りに専念され、県の農業士として農業に関する識見を有する方であり、地域からの信望も厚く、農業委員の職務を適正に行うことが期待できる方であり、お諮りをいたします。

続きまして、同意案第7号であります。綱田区にお住まいの関 順一郎さんです。一宮・岬梨組合からの推薦によるものであります。認定農業者として梨作りに専念され、一宮・岬梨組合長などを務められ、長年地域農業に尽力されてこられた方であり、現在も農業委員をお務めですが、今後も引き続き職務を適正に行うことが期待できる方であり、お諮りを申し上げます。

続きまして、同意案第8号であります。新地区にお住まいの井桁 繁さんです。J A長生女性部一宮支部、一宮町婦人会、一宮町日赤奉仕団からの推薦によるものであります。アグリライフ千葉や町婦人会など、様々な農業関係組織で活躍され、認定農業者として地域の農業情勢に精通しておられます。また、女性委員ということで、女性の積極的な登用という面にも合致すると考えます。現在、農業委員をお務めいただいております。今後も引き続き職務を適正に行っていただけることが期待できるということで、お諮りをいたします。

最後に、同意案第9号です。東野にお住まいの石井理永蔵さんです。JA長生施設野菜部会青年部からの推薦によるものです。認定農業者として、また若手農家のリーダーとして、長生フロンティアファームの代表や、農地利用集積、集約化を実践するなど、これまでの生産体系や農業経営の改善にも精力的に取り組んでおられる方であります。青年の積極的な登用という面でも合致すると考えます。現在も農業委員をお務めいただいております。今後も引き続き職務を適正に行うことが期待できる方と考え、お諮りをいたします。

農家の高齢化や担い手の減少、耕作放棄地の増加など、農業を取り巻く状況は厳しさを増しております。その中で、農業委員会の役割はますます大きなものとなってまいりますが、この8名の方々は農業委員としての使命を十分に果たしていただけるものと考えております。

よろしくご審議の上、ご同意を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（小安博之君） 説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

8番、藤乗一由君。

○8番（藤乗一由君） ただいま2号から9号までご説明いただいたんですが、先ほどの質問と同様です。簡単には、変更になる場合と、継続になる場合というところを言っていただいたような部分もあるかとは思いますが、再度お伺いしたいと思っております。

○議長（小安博之君） 答弁願います。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 先ほども申し上げたとおりなんでございますけれども、様々なご事情によりまして、ご退任のご意志、そうしたものが確認された場合には、新しい方を私どものほうで適切な方をお願いを申し上げるということで、お諮りをするということでありまして、

以上であります。

○議長（小安博之君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより採決に入りますが、採決については1件ごとに個別に行います。

日程第25、同意案第2号 一宮町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて

を採決いたします。

お諮りいたします。小池 達さんを一宮町農業委員会委員とすることに賛成の諸君は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（小安博之君） 起立多数。よって、小池 達さんを一宮町農業委員会の委員に同意することに決しました。

これより日程第26、同意案第3号 一宮町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。小高俊郎さんを一宮町農業委員会委員とすることに賛成の諸君は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（小安博之君） 起立全員。よって、小高俊郎さんを一宮町農業委員会の委員に同意することに決しました。

これより日程第27、同意案第4号 一宮町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。峰島 誠さんを一宮町農業委員会の委員とすることに賛成の諸君は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（小安博之君） 起立全員。よって、峰島 誠さんを一宮町農業委員会の委員に同意することに決しました。

これより日程第28、同意案第5号 一宮町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。秋場郁夫さんを一宮町農業委員会委員とすることに賛成の諸君は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（小安博之君） 起立全員。よって、秋場郁夫さんを一宮町農業委員会の委員に同意することに決しました。

これより日程第29、同意案第6号 一宮町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。緑川慶一さんを一宮町農業委員会委員とすることに賛成の諸君は起立

願います。

(賛成者起立)

○議長（小安博之君） 起立全員。よって、緑川慶一さんを一宮町農業委員会の委員に同意することに決しました。

これより日程第30、同意案第7号 一宮町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。関 順一郎さんを一宮町農業委員会委員とすることに賛成の諸君は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（小安博之君） 起立全員。よって、関 順一郎さんを一宮町農業委員会の委員に同意することに決しました。

日程第31、同意案第8号 一宮町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。井桁 繁さんを一宮町農業委員会委員とすることに賛成の諸君は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（小安博之君） 起立全員。よって、井桁 繁さんを一宮町農業委員会の委員に同意することに決しました。

これより日程第32、同意案第9号 一宮町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。石井理永蔵さんを一宮町農業委員会委員とすることに賛成の諸君は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（小安博之君） 起立全員。よって、石井理永蔵さんを一宮町農業委員会の委員に同意することに決しました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小安博之君） 日程第33、発議第1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提出者、9番、袴田 忍君。

○9番（袴田 忍君） 発議第1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

提出者、一宮町議会議員、袴田 忍。賛成者、一宮町議会議員、大橋照雄。

一宮町議会議長様。

まずは、提案理由の説明をしたいと思います。

それでは、発議第1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

発議第1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を別紙のとおり、一宮町議会会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。

本案は、新型コロナウイルス感染症対策に伴う町の財政及び地域経済への影響を勘案し、議長、副議長及び議員の報酬を、令和2年7月1日から5か月間削減しようとするものです。

改正内容は、附則に第5項を追加し、第2条の議員報酬の規定にかかわらず、令和2年7月1日から令和2年11月30日までの議長、副議長、議員の報酬額を100分の10を減じた額とするものです。

今回の改正により、議員報酬の削減額は143万2,000円となります。

附則で、この条例は公布の日から施行するものといたします。

以上で、発議案第1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についての説明とさせていただきます。

令和2年6月24日提出。

提出者、議会議員、袴田 忍。賛成者、議会議員、大橋照雄。

一宮町議会議長、小安博之様。

よろしく申し上げます。

○議長（小安博之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

8番、藤乗一由君。

○8番（藤乗一由君） ただいま袴田議員より説明いただきましたが、議員報酬に関しましては、私としましては議員自体が常勤ではないということもあるので、議員報酬の削減があっ

てもいいのではないかという提案も以前したわけですが、内容の性格上、議員全体として合意があつてしかるべきというふうに考えるものであります。

その中で、一定の反対のお考えもあるという状況でしたので、別の考え、提案として、国からの支給される10万円、これを返納するというような意味合いも含めて10万円を削減ということでお話ししたわけですが、一定の割合でという形になりますと、その趣旨とちょっと異なるという形になります。

その辺のところはどうして、それを受けてこの形に提案していただいたというふうに解釈しているんですけれども、その辺のところはちょっと矛盾が私としてはございます。

それについてのご説明をいただきたいというのと、あえて今でなくてはいけないという、その辺の使用目的というところがはっきりしていない。その辺のところについても説明をいただきたいと思います。お願いします。

○議長（小安博之君） 答弁を求めます。

9番、袴田 忍君。

○9番（袴田 忍君） 質問が2つ出ましたので、まず1つ目からお話ししたいと思います。

私はまず返納という、10万円を返納するということに関しては、私は賛成はしませんでした。これはチェックを入れてしまいますと、そのまま国のほうに帰ってしまいます。ある程度やはり我々が頂いて、頂いたものをこちらの町のほうで使っていただいたほうがいいんじゃないか。

そういう中で、私は本来であれば、藤乗さんからの話が出ました一括であるとか、私も先ほど町長と話したときに、期末手当で一括という話もありました。でも、私は考えるところによることなんです、私は分割ということは、やはり一つの議員報酬として頂いている、これは私たちが議員報酬で頂いているというのは、一つは生活の一部でそれを使っているということもあります。

やはりそういうところから考えますと、やはり一挙にどんと下げるよりは、ある程度の一定の期間を置いて、一定の金額で引いていただいたほうがいいんじゃないか、そういう状況で私は分割ということを考え出しました。

それからもう1点、目的ですね。使用目的は、私たちは町からの報酬をそのままコロナの対策のために使っていただく、それは私たちがこうだ、ああだと小さいことよりは、やはり行政のほうでこういう形で使いたいというものがあれば、それに応じて使っていただいたほうがいいんじゃないかと私は思って、あえて小さく、細かくということは控えさせていただ

きました。

以上です。

○議長（小安博之君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） これをもって討論を終結いたします。

これより日程第33、発議第1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） ただいま、「異議あり」との声がありましたので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するに賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小安博之君） 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程追加のため、15分程度の休憩といたします。

休憩 午後 2時41分

再開 午後 2時54分

○議長（小安博之君） 会議を再開いたします。

◎日程の追加

○議長（小安博之君） お諮りいたします。発議第2号及び発議第3号を、日程第34と日程第35として日程に追加し、お手元に配付いたしました追加日程のとおり議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認めます。よって、日程第34から日程第35を日程に追加し、お手元の追加日程表のとおり議題とすることに決定いたしました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小安博之君） 日程第34、発議第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提出者、13番、鵜野澤一夫君。

○13番（鵜野澤一夫君） 発議第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書。

上記の議案を別紙のとおり一宮町議会会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。

令和2年6月24日提出。

提出者、一宮町議会議員、鵜野澤一夫。賛成者、一宮町議会議員、鵜沢一男議員、吉野繁徳議員、小関義明議員、川城茂樹議員。

一宮町議会議長、小安博之様。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書。

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上をめざして、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

政府は、国家財政の悪化から同制度を見直しし、その負担を地方に転嫁する意図のもとに、義務教育国庫負担金の減額や制度そのものの廃止にも言及している。

地方財政においても厳しさが増している今、同制度の見直しは、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、同制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至である。

よって、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定をはかるため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月24日。

千葉県一宮町議会議長、小安博之。

内閣総理大臣 安倍晋三様、財務大臣 麻生太郎様、文部科学大臣 萩生田光一様、総務大臣 高市早苗様。

以上であります。

○議長（小安博之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 討論を終結いたします。

これより日程第34、発議第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

可決した意見書は、後日、関係行政庁に提出いたします。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小安博之君） 日程第35、発議第3号 国における2021年度教育予算拡充に関する意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提出者、13番、鵜野澤一夫君。

○13番（鵜野澤一夫君） 発議第3号 国における2021年度教育予算拡充に関する意見書。

上記の議案を別紙のとおり一宮町議会会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。

令和2年6月24日提出。

提出者、一宮町議会議員、鵜野澤一夫。賛成者、一宮町議会議員、鵜沢一男議員、吉野繁徳議員、小関義明議員、川城茂樹議員。

一宮町議会議長、小安博之様。

国における2021年度教育予算拡充に関する意見書。

教育は、憲法・子どもの権利条約の精神に則り、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っている。しかし現在、日本の教育は「いじめ」、「不登校」、少年による凶悪犯罪、さらには経済格差から生じる教育格差・子どもの貧困等、さまざまな深刻な問題を抱えている。また、東日本大震災、原子力発電所の事故、さらに各地

で地震や豪雨、台風などの大規模災害が立て続けに発生した。災害からの復興は未だ厳しい状況の中にあるといわざるをえない。

一方、国際化・高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、様々な教育諸課題に対応する教職員定数の確保等が急務である。

千葉県及び県内各市町村においても、一人ひとりの個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成をめざしていく必要がある。そのためのさまざまな教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状をみれば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠である。充実した教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層すすめる必要がある。

そこで、以下の項目を中心に、2021年度にむけての予算の充実をしていただきたい。

- ・災害からの教育復興にかかわる予算の拡充を十分にはかること
- ・少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること
- ・保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること
- ・現在の経済状況を鑑み、就学援助や就学金事業に関わる予算をさらに拡充すること
- ・子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること
- ・老朽化等による危険をとまなう校舎・ブロック塀の改築や、更衣室、洋式トイレ、空調設備設置等の公立学校施設整備費を充実すること
- ・子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額の算定基準を改善し、地方交付税交付金を増額すること
- ・感染症に伴う臨時休校等により、児童・生徒が健康面・学習面で不安やストレスを感じることがないように財政措置を講じること

国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではあるが、必要な教育予算を確保することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月24日。

千葉県一宮町議会議長、小安博之。

内閣総理大臣 安倍晋三様、財務大臣 麻生太郎様、文部科学大臣 萩生田光一様、総務大臣 高市早苗様。

以上であります。

○議長（小安博之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第35、発議第3号 国における2021年度教育予算拡充に関する意見書を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

可決した意見書は、後日、関係行政庁に提出いたします。

◎閉会の宣告

○議長（小安博之君） 以上で、本定例会の案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和2年第2回一宮町議会定例会を閉会いたします。

本日はどうもご苦労さまでした。

閉会 午後 3時07分